

いじめ防止基本方針

～明るく笑顔あふれる伊深っ子～

◆ はじめに ◆

学校教育において、今、「いじめ問題」が児童指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、平成25年6月28日に公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」として平成26年9月、ここに作成した。その後、平成28年度末に見直しをし、さらに平成29年8月22日の「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」の改定をうけて、平成29年12月に加除修正を行った。その後、平成30年、令和3年にも加除修正した。

初任者や学級担任をはじめ教職員一人一人がまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、すべての児童が明るく笑顔で学校生活を過ごすことが出来る環境を築いていけるものとする。（各都道府県のいじめ対策マニュアルを参考に作成）

平成29年12月

◆ も く じ ◆

I いじめ問題に関する基本的な考え方	1
II いじめの未然防止	2
III いじめの早期発見	3
IV いじめの早期対応	4
V いじめ防止のための組織	7
VI 教職員のいじめに関する研修の充実	7
○いじめ早期発見のためのチェックリスト	8
VII R4年度伊深小学校 いじめ未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画	10
VIII 学校評価について	11
IX いじめ解消、及び調査依頼について	11
X 重大事態への対処	11

いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が、在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【第2条より】《参考》 【「児童指導提要」平成22年3月文部科学省より】

また、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性を考えて、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの基本認識

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧を踏まえていじめを認識するようにする。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者が役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

以上の認識のもと、伊深小全職員が一丸となって「いじめをしない・させない・許さない」学校づくりを行っていく。

II いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない、楽しい学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、温かい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。そのために以下の視点にたって教育活動を行っていく。

- (1) 職員も児童も「あなたが大切！だれもが主役」を合言葉にし、どの子も大切にされる学校環境、及び学級の土壌をつくりあげていく。
- (2) 伊深小3つの宝物「笑顔であいさつ」「あったか言葉」「もくびかそうじ」を高める活動を推進していく。
 - ・人と人とのつながりを大切にしたいあいさつ運動の継続と一層の充実
(あいさつマンデー・あいさつあったか言葉キャンペーン・咲かせよう笑顔の花をの歌を広める活動)
 - ・もくびか掃除、見付け掃除の徹底、及び人のために誠実に働く姿勢の育成
(なかよし班による縦割り掃除・掃除計画会反省会の充実・委員会キャンペーン)
 - ・お互いを大切にする言葉遣い「あったか言葉」の涵養
(さんづけ・ちくちく言葉なし・あったか言葉キャンペーン・全校よいこと見付け)
- (3) どの子も楽しく「分かる」「できる」授業を目指し、共に学び合う授業を創り上げていく。
(ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・聴く姿勢の徹底・学び合う力の育成)
- (4) 様々な場面で目標を持ってやりきらせ、自分のよさに気付いたり、認められる場をつくり、自己肯定感・自己効力感・自己有用感を育む。
- (5) 道徳の授業・情報モラル教育・SSTの充実を図る。S
(人としての在り方を学ぶ道徳の授業の充実・伊深小ネットルールの推進と情報モラル研修・人との関係づくりを学ぶSSTの充実)
- (6) いじめをしない・させない・許さない学校をめざす、あったかハート宣言を行う。
(あじさい小中生サミット報告会・いじめ撲滅にむけての学級活動・全校あったかハート宣言)
- (7) 全職員で全児童に関わり、見守る。
(朝のあいさつの出迎え・休み時間の遊びや巡回・週1回の児童の姿交流)
- (8) 地域と共にあいさつ運動を展開し、つながりを深めていく。
(保育園との交流・あいさつマンデー)

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

○いじめは大人が気付きにくいという意識で

上記の点を踏まえて、いじめを早期発見する為に、以下の点を常日頃から意識することが大切である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、形態を選んで行われている。形態としては、以下の例が考えられる。

例①) 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》

例②) 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、運動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

また、いじめられている本人からの訴えは、該当児童の「親に心配をかけたくない。」「いじめられる自分はダメな人間だ。」「訴えても大人は信用できない。」「訴えたらその仕返しが怖い。」等といった心理から、訴えが少ないの必然のことである。

以上の観点から、以下のような手立てで、いじめの早期発見に努める必要がある。

○児童のいるところには、教職員がいるというスタンス

- ①業間、及び昼休みは、子どもと一緒に遊んだり活動したりして、児童の様子に目を配る。全職員で児童を見守る。
- ②生徒指導の話の中に、困った時には相談する場や方法があることを盛り込む。（特に長期休暇前など）
- ③年3回心のアンケートをとって児童の意識を把握した上で、教育相談「あいあいタイム」を行い、子どもの心の声に耳を傾ける時間を設ける。
- ④年2回ハイパーQ Uを行い、児童の仲間関係や心理状態をつかみ、指導に生かす。
- ⑤週1回の児童の姿交流で、児童の気になる姿やよい姿を交流し合い、情報を共有することで、共通指導につげる。
- ⑥児童の日記（1・2・3・4年）や生活ノート（5・6年）から、情報を収集したり、日頃から児童と密にわたりし、学校内外の児童の様子を把握する。
- ⑦定期的にいじめに対する研修（未然防止・早期発見・早期対応）を行い、職員のいじめに気付く力を高めるために、定期的に「早期発見の為のいじめチェックリスト」を活用して、自己研鑽に努める。
- ⑧ネットいじめの未然防止のための情報モラル研修を行う。（職員・保護者・児童）また、伊深小ネットルールについて毎年確認し合う。
- ⑨「あじさいサミット」を踏まえて「いじめを考える学活」を行うことで、「いじめは決して許されないこと」を再確認させたり、いじめの構造を理解させたりすることで、いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。

Ⅳ いじめの早期対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

○対応の仕方

学校の教職員は、速やかに学校がいじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。

(1) いじめを認知した場合

- ①教職員は、その時に、その場で、いじめを止める。
 - ②いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う為に、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（「いじめ未然防止・対策委員会」別紙①）に連絡し、管理職に報告する。
 - ③「いじめ未然防止・対策委員会」は指導の方向を共通理解した上で早急に対処する。
- ※具体的な対処の仕方は、以下の（２）以降のとおりとする。

(2) いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から、いじめを認知した場合 上記の③を実行した後、

- ・他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行い、話を聞く。
- ・いじめられている児童といじめている児童の話、及び指導についてはまずは、別々の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取りと共に、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもと、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

《聴き取る主な内容》

- ◆誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
 - ◆いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
 - ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ 【内容】
 - ◆いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
 - ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】
- 注意）聴き取った児童の個人情報、その取扱いに十分注意すること。

《指導の過程で留意すること》

①管理職、生徒指導、担任および関係職員で指導の方向を共通理解する。その際に、主となる児童が何を振り返ればよしとするかまで、共通理解を図る。

②最悪の事態（事実を否認する言動、他にも関わった児童が居た等）を想定して臨機応変に対応する。

事実を否認・・・主となる児童の姿までについて①で共通理解をしているので、周りを固めて指導にあっている。その為、自分の言動を素直に振り返らないようであれば、**指導している教員はうやむやにせず、事実を話して、自分の言動を振り返らせる。それでも否認する場合には途中で指導をとめて他の職員を動員する。**

他の児童の関与・・・まずは自分の言動をすべて振り返らせた上で、他の児童に関して事実を聞き出す。

③②のようなトラブルが生じた時には、再度①のメンバーで集まり、指導の方向性を明確にして、指導を共通理解して指導にあたる。

④対応する教員は以下のことを指導しきる。

- ・事実を記録し、関わった児童の話が一致させる。
- ・自分の言動について振り返らせ、どうけじめを付けるかを決めさせる。（謝罪は当然であるが、自らの口から言えるようにする。）

⑤④まで指導しきってから、一同が集まり、まとめの指導を行う。

1 司会は生徒指導または、管理職で行う。

2 それぞれ自分の悪かったことを話す。

3 相手に謝罪する。

（2・3の時、担任は自分が任せられた児童であるという誠意のもと、本当に振り返っているかを見極める。）

⑥必要であれば、管理職より訓戒。必要でなければ担任としての思いに関わった児童（加害児童の担任は被害児童、被害児童の担任は加害児童に）に伝える。（平成30年6月29日の事案を基に加除修正）

（3）被害児童への対処

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えることで安心させる。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

（4）被害児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

（5）加害児童に対して

- ・加害児童が抱える問題や実態、及びいじめが起こった状況など、いじめの背景にも目を向け指導する。

- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等，一定の教育的配慮のもと，毅然とした対応と粘り強い指導を行い，いじめは相手の人格を傷つけ，身体及び生命を脅かす行為であることを理解させる。
- ・今後，健全な人間関係を育むことができるような指導を行う。

（６）加害児童の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し，いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え，よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し，事の重大さを認識させ，家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために，今後のかかわり方などを一緒に考え，具体的な助言をする。

（７）学級や学校全体の児童に対して

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を，学級・学年・学校全体に示す。
- ・当事者だけの問題にとどめず，学級及び学年，学校全体の問題として考え，いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・はやし立てたり，見て見ぬふりをする行為も，いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは，正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や，体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い，自分たちの問題として意識させる。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも，引き続き十分な観察を行い，折に触れて必要な指導を継続的に行う。

（８）指導後の対応の仕方

- ・教育相談，日記，手紙などで積極的にかかわり，その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ，褒めたり，認めたりして肯定的にかかわり，自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童，いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め，心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として，事例を検証し，再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し，実践計画を立て，いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V いじめ防止のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及び、いじめへの対処等に関する措置実効的かつ組織的な対応を行う為に、常設の学校いじめ対策組織として、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

組織について、以下のことを踏まえる。

- ・いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、教務主任、生徒指導主事(いじめ対策主任)、を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。尚、構成メンバーは事案や児童の実態等に応じてスクールカウンセラー以外の外部専門家による参画を考慮する等、柔軟な対応も考える。

いじめ未然防止・対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任（スクールカウンセラー、双葉中校区の主幹教諭）

<調査班>担任、生徒指導主事、養護教諭など

※定例のいじめ対策委員会は、月に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

- ・いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

(いじめ未然防止・対策委員会組織 別紙①)

- ・いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組んでいく。
- ・計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

VI 教職員のいじめに関する研修の充実

本校においては、以下の研修を年間通して位置付けている。

- ・4月には伊深小学校の「いじめ防止基本方針」を共通理解する。
- ・週1回の児童の姿交流を行い、児童の様子を共通理解する。
- ・下記の「いじめチェックリスト」を活用した校内研修を定期的に実施し、いじめ問題について、すべての教職員の意識を高揚させることができるようにしている。
- ・職員会や夏季休業時の研修を利用して、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるために、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を行っている。
- ・ネットいじめに関しては、日々刻々と変化する情報化社会に対応するために、情報モラル研修を毎年行い、教職員の研修の充実を図る。
- ・ハイパーQ Uの実施後、結果の分析の仕方及び、結果の活用などの研修を位置付け、検査を指導に生かすようにしている。
- ・様々な原因によるいじめを未然に防ぐため、LGBTや新型コロナウイルス感染症等に関する研修を行う。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

児童の実態把握の為の観点

●日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- ☐ 好きな物を他の児童にあげる
- ☐ 他の児童の机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

●その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机，ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり，隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり，やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり，ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち，友だちにおごるなどする
- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに，教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し，他の児童に指示を出す
- ☐ 他の児童に対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の児童にきつい言葉をつかう

※上記のチェックリストをもとに、学年や学級，児童の実態に応じて，工夫して活用する。

Ⅶ R5年度伊深小学校 いじめ未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画

	行事・研修など	いじめ未然防止 対策委員会	未然防止の 取組	早期発見の 取組	人権教育の 取組	諸機関との連携
4 月	始業式・入学式 発育測定 通学班集会 歯科検診 命を守る訓練 1年生を迎える会 PTA総会	定例いじめ対策委員会 (校内)	いじめ基本方針 の共通理解(教 師・児童・保護 者・関係諸機関) よいことみつけ (児童、教師)	日常観察 いじめ事案およ び暴力調査(毎 月)	あいさつあった か言葉キャンペ ーン	参観日 学級懇談会 ほほえみ参観日 学校安全サポー ト会議
5 月	交通安全教室 内科検診 情報モラル(児童)	定例いじめ対策委員会 (校内)	事例研修		人権教育幹部研 修会	ほほえみ参観日 情報モラル研修(P TA) 地域・学校安全サポ ートチーム合同会 議、
6 月		定例いじめ対策委員会 (校内)	事例研修	あいあいタイム 生活習慣教育相 談アンケート調 査 ハイパーQ・U		参観日・学級懇談会
7 月	5年宿泊研修 大掃除 通学班集会 終業式	定例いじめ対策委員会 第1回拡大いじめ対策 委員会 学校運営協議 会(地域、PTA代表) にて方針説明	事例研修 校内研修 「生徒指導 教育相談」 QU研修	県いじめ調査		ほほえみ参観日 学校安全サポー ト会議
8 月	始業式 夏休み宝物校内作 品展	定例いじめ対策委員会 (1学期の教職員の取 組評価) 学校運営協議会	校内研修			
9 月		定例いじめ対策委員会	事例研修		人権週間の取り 組みスタート	ほほえみ参観日
10 月	運動会全校練習 運動会準備 運動会	定例いじめ対策委員会	事例研修			
11 月	伊深町文化祭参加 6年修学旅行	定例いじめ対策委員会	事例研修	ハイパーQ・U あいあいタイム 生活習慣教育相 談アンケート調 査	あったかハート 集会 あったか言葉が け県民運動 かがやき見つけ	参観日、学級懇談会 学校安全サポー ト会議
12 月	通学班集会 終業式	定例いじめ対策委員会 第2回拡大いじめ対策 委員会(2学期の教職 員の取組評価) 学校評議員会	事例研修	県いじめ調査		ほほえみ参観日
1 月	始業式	定例いじめ対策委員会	事例研修			ほほえみ参観日
2 月	伊深の里学習発表 会	定例いじめ対策委員会	事例研修	あいあいタイム 生活習慣教育相 談アンケート調 査	かがやき見つけ	参観日・学級懇談会 地域・学校安全サポ ートチーム合同会 議、
3 月	6年生を送る会 通学班集会 大掃除 卒業式 修了式 離任式	定例いじめ対策委員会 第3回拡大いじめ対策 委員会(今年度の教職 員の取組評価) 学校運営協議会		県いじめ調査		ほほえみ参観日 学校安全サポー ト会議、

VIII 学校評価について

いじめ防止基本方針に基づく取組状況を積極的に評価改善するために、以下の点に留意する。

- ①学校評価の評価項目に、以下の2点を位置付ける。
 - いじめの早期発見に関する取組のこと。
 - いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- ②HPに学校のいじめ防止基本方針をまとめた資料を掲示して、保護者や関係機関が内容を容易に確認できるようにする。
- ③入学時や各年度開始時には、全職員の他に児童や保護者、学校関係者にも説明をする機会を設け、共通理解を図る。

IX いじめの解消、及び調査依頼に関わって

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消とすることはできない。また、被害児童が在籍中に再度いじめ行為を被ることも考えられる。そのため、以下の点に留意する。

- ①「いじめ解消」と判断する為には、要件が満たされている必要がある。
 - いじめに係る行為が止んでいる状態であること。（少なくとも3ヶ月以上）
 - 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（該当児童、およびその保護者にも面談により確認する。）
- （但し、「解消している状態」に至った場合においても、いじめが再発する可能性は十分にあることを踏まえ、日常的に被害児童及び、加害児童について観察する必要がある。）
- ②保護者や児童から「いじめがあった。」等の申し立てがあることも踏まえておく。
 - いじめに関する「アンケート」の原本等の一次資料は、最低でも当該児童が卒業するまでとする。
 - アンケートや事実確認において聴取した二次資料及び、児童の引き継ぎ文書・いじめ事案記録等は、指導要録との並びで保存期間を5年間とする。

X 重大事態への対処

（1）重大事態の意味について

法第28条第一項第1号の「生命、心身又は財産の重大な被害」が生じたと認めるときは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば以下のようなケースが想定される。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ○児童が自殺を企画した場合 | ○身体に重大な障害を負った場合 |
| ○金品などに重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

（2）対処する上での留意点

- ①児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査などに当たる。
- ②重大事態が発生したときには、速やかに市教育委員会に報告する。
- ③市教委と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ④因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑤調査結果は、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他に必要な情報を適切に提供する。